

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（新旧対照表）

第1 鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（平成27年1月5日付第201400143669号鳥取県福祉保健部長通知）の一部を次のとおり改正する。

改正後									改正前								
第1条～第15条 略									第1条～第15条 略								
別表（第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係）									別表（第3条、第4条、第5条、第8条、第11条関係）								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	5	6	7	8	9
事業 分類	補助 事業	事業 実施 主体	補助対象 経費	基準 額	補助 率	重要な 変更	申請添付 書類	実績添付 書類	事業 分類	補助 事業	事業 実施 主体	補助対象 経費	基準 額	補助 率	重要な 変更	申請添付 書類	実績添 付書類
略									略								
③	特定技 能制度 を活用 した看 護補助 者確保 事業	病院	介護福祉士の資 格の取得を目指 す外国人材の特 定技能制度を活 用して採用する 際に必要とな る、外国人材の 採用に要する初 期費用及び医療 現場で円滑に就 労するための環 境整備に要する 費用	県が 必要 と認 めた 額	1/2	・補助 対象経 費の増 額	様式第1 号 様式第2 －64号 様式第3 号 見積書 カタログ	様式第1 号 様式第2 －64号 様式第3 号 契約書の 写し 支払を証 明する書 類 当該導入 機器の写 真	(新設)								
③	中山間 地域に おける 地域の 医療維 持支援 事業	別記 6の とお り	別記6のとおり	別記 6の とお り	1/2	・補助 対象経 費の増 額	様式第1 号 様式第2 －65号 様式第3 号 事業内容 がわかる 資料（市	様式第1 号 様式第2 －65号 様式第3 号 事業の実 施状況並 びに支出	(新設)								

							町村の補助金交付要綱、病院勤務医の雇用に係る書類、設備整備に係るカタログ、見積書等)	状況が確認できる書類(契約書の写し、当該導入機器の写真等)
--	--	--	--	--	--	--	--	-------------------------------

略									略								
④勤務医の働き方改革	地域医療勤務環境改善体制整備特別事業	別記4のとおり	別記4のとおり	別記4のとおり	10/10(ただし、資産形成に係るものに対する補助率は1/2とする)	・補助対象経費の増額	様式第1号 様式第2-66号 様式第3号 カタログ 見積書	様式第1号 様式第2-66号 様式第3号 契約書の写し 検収書の写し 支払を証明する書類 当該整備機器の写真	(新設)								

別記1～別記3 略

別記4

I 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

1～3 略

II 地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

1 事業実施主体

別記1～別記3 略

別記4

(新設)

1～3 略

(新設)

医療機関としての指導体制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の習得できるような医師を育成する医療機関（以下「医師を育成する医療機関」という。）のうち、病床あたりの医師数を一定数以上確保し、あるいは幅広い症例に対応するための多領域の診療科を設置した上で、病院としての指導体制を整備し、医師を育成する医療機関として都道府県知事が認める（１）に掲げる医療機関が行う（２）の事業を行う者とする。

なお、事業実施主体は、更なる地域医療への貢献（医師不足地域の医療機関への代診医派遣等）に努めることとする。

（１）対象医療機関

次のいずれかを満たす医療機関。

① 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本 19 領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数 100 床あたりの常勤換算医師数が 40 人以上」かつ「常勤換算医師数が 40 人以上」の医療機関

※常勤換算医師数は、病床機能報告により都道府県へ報告している医師数（非常勤医師数を含む）

② 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本 19 領域のうち 10 以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関

（２）対象事業

医師の労働時間短縮に向けた取組として、（１）に該当する医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業であって、次の①～④のいずれにも該当すること。

① 勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

② 年の時間外・休日労働が 960 時間を超えるまたは超える恐れがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第 36 条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36 協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が 720 時間を超えていること。

③ 医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象機関においては、G-MIS に登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適

宜必要に応じて開催していること。

- ④ 医師労働時間短縮計画に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

2 補助対象経費

「1（2）対象事業」に定めた総合的な取組に要する経費。

※診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、その加算を取得していない場合又は加算を取得していてもその加算対象とならない範囲においては本事業の対象とすることができる。

3 基準額

- （1）当該医療機関が病床機能報告により都道府県へ報告している最大使用病床数（療養病床除く。）1床当たり、133千円を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準とし、経費に対してそれぞれ別表の6の補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

- （2）以下、①を満たす場合に、1床当たりの標準単価を266千円まで可とする（令和8年度までの措置）。

令和9年度以降については、令和8年度以降に医療機関勤務環境評価センターの評価を受けた医療機関であって、②、③の該当する要件に応じて示す額を標準単価に加算した額とすることを可とする。

- ① 以下のいずれかを満たすこと。

ア 「大学病院改革ガイドライン」に基づき、「大学病院改革プラン」を策定した大学病院本院であること。

イ 医療機関勤務環境評価センターの評価を受審した特定地域医療提供医療機関又は連携型特定地域医療提供医療機関であって、各年度において、下表に示す時間外・休日労働時間を超過する36協定を締結する特定地域医療提供医師（B水準医師）又は連携型特定地域医療提供医師（連携B水準医師）がいなかったこと。また、面接指導養成講習を修了している者が、3人以上又は特定対象医師10人あたり1人以上いること。

令和6年度の時間外・休日労働時間	1,860時間
令和7年度の時間外・休日労働時間	1,785時間
令和8年度の時間外・休日労働時間	1,710時間

- ② 対象項目（必須項目以外の項目のうち一定の項目）の達成数に応じて最大1床あたり93千円まで加算した額を標準単価とすることを可とする。
- ③ 以下の左欄のいずれかに該当する場合、右欄の額を加算した額を標準単価とすることを可とする。

評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が 1項目	1床あたり13千円
評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が 2項目	1床あたり27千円
評価項目79～81（アウトカム項目）の改善数が 3項目以上	1床あたり40千円

別記5 略

別記5 略

別記6

別記6
(新設)

1 事業実施主体

地域の身近な医療維持のため、(1)に掲げる地域を含む市町村が行う(2)の事業を行う者とする。

(1) 対象地域

①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）

第2条第1項に規定する過疎地域

②山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項に規定する振興山村

③特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律

第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域

(2) 対象事業

①複数の市町村（当該市町村又は当該市町村が組織する地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合が設置する病院及び診療所を含む）が連携して行う病院勤務医確保の取組

②民間診療所の新規開設・事業承継支援の取組

2 補助対象経費及び基準額

対象事業	補助対象経費	基準額
1(2)①に定めた事業	病院勤務医の確保に要する経費 ① 医師の募集に要する経費 ② 医師の受入れに要する経費 ③ 医療機関間等の連携のために必要となる I C Tシステム構築経費 ④ その他必要となる経費	20,000 千円
1(2)②に定めた事業	民間診療所の新規開設・事業承継支援に要する経費 ① 土地、建物の取得費 ② 医療機器の取得費 ③ 建物の建設工事費及び改修工事費 ④ 看護師、医療技術者等の募集に要する経費	20,000 千円 ただし、②の経費について、かかりつけ医療機関の機能強化に資する高額医療機器等の取得費と知事が認める経費への支援を行う場合、30,000 千円を加算する。

第2 様式第2-64号、様式第2-65号及び様式第2-66号を追加する。

附 則

1 この要綱は、令和7年2月10日から施行し、令和6年度の補助事業から適用する。